

○初任給、昇格、昇給等に関する規則

平成7年11月1日

規則第15号

改正	平成9年2月20日	規則第1号	平成18年8月16日	規則第4号
	平成10年3月3日	規則第1号	平成27年2月23日	規則第1号
	平成11年3月5日	規則第2号	平成28年3月28日	規則第2号
	平成12年2月28日	規則第2号	平成29年2月7日	規則第4号
	平成14年7月31日	規則第5号	令和7年5月29日	規則第5号
	平成18年3月1日	規則第1号		

目次

第1章 総則(第1条―第10条)

第2章 新たに職員となった者の職務の級及び号給(第11条―第21条)

第3章 昇格及び降格(第22条―第30条)

第4章 昇給(第31条―第42条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、職員の給与に関する条例（平成7年但馬広域行政事務組合条例第16号。以下「条例」という。）の規定に基づき、職務の級及び号給を決定する場合の基準等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 条例第4条第1項の給料表（以下「給料表」という。）の適用を受ける者をいう。
- (2) 昇格 職員の職務の級を同一の給料表の上位の職務の級に変更することをいう。
- (3) 降格 職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。
- (4) 経験年数 職員が職員として同種の職務に在職した年数（この規則によりその年数に換算された年数を含む。）をいう。
- (5) 必要経験年数 職員の職務の級を決定する場合に必要な経験年数をいう。
- (6) 在級年数 職員が同一の職務の級に引き続き在職した年数をいう。
- (7) 必要在級年数 職員の職務の級を決定する場合に必要な1級下位の職務の級における在級年数をいう。
- (8) 正規の試験 管理者が行う試験又は管理者がこれに準ずると認める試験をいう。

第3条 削除

(級別定数)

第4条 級別定数は、管理者が定める。

- 2 職員の職務の級は、前項の規定により定められた定数の範囲内で決定しなければならない。ただし、一の職務の級の定数に欠員がある場合には、その欠員数の範囲内でその定数を同一の職名の下位の職務の級の定数に流用することができる。

(級別資格基準表)

第5条 職員の職務の級を決定する場合に必要な資格は、この規則において別に定める場合を除き、別表第2(以下「級別資格基準表」という。)に定めるとおりとする。

(級別資格基準表の適用方法)

第6条 級別資格基準表は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、試験の欄の区分及び学歴免許等の欄の区分に応じて適用する。この場合において、それぞれの区分に対応する同表の職務の級の欄に定める上段の数字は当該職務の級に決定するための必要在級年数を、下段の数字は当該職務の級に決定するための必要経験年数を示す。

- 2 級別資格基準表の試験の欄の「正規の試験」の区分は正規の試験の結果に基づいて職員となった者に適用し、同欄の「その他」の区分はその他の職員に適用する。
- 3 級別資格基準表の適用を受ける職員となった者のうち、その者が有する知識経験、学歴免許等の資格等に照らして、正規の試験のうちいずれかの試験の結果により採用された者に相当すると認められる者については、前項の規定にかかわらず、試験の欄の「正規の試験」の区分のうち当該試験に対応する区分を適用することができる。
- 4 級別資格基準表の学歴免許等の欄の区分は、職員の有する最も新しい学歴免許等の資格に応じて適用するものとし、当該学歴免許等の欄の学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格については、同表において別に定める場合を除き、別表第3(以下「学歴免許等資格区分表」という。)に定めるところによる。ただし、職員の有する最も新しい学歴免許等の資格以外の資格によることがその者に有利である場合には、その資格に応じた区分によることができる。
- 5 前項の場合において、その者に適用される級別資格基準表の職種の欄の区分又は試験の欄の区分に対応する学歴免許等の欄の最も低い学歴免許等の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する職員に対する同表の学歴免許等の欄の適用については、その最も低い学歴免許等の区分による。

(経験年数の起算及び換算)

第7条 級別資格基準表を適用する場合における職員の経験年数は、同表の学歴免許等の欄の区分の適用に当たって用いるその者の学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数による。

- 2 級別資格基準表の学歴免許等の欄の区分の適用に当たって用いる学歴免許等の資格を取得した時以後の職員の経歴のうち、職員として同種の職務に在職した年数以外の年数については、別表第4に定めるところにより職員として同種の職務に在職した年数に換算することができる。

(経験年数の調整)

第8条 職員に適用される級別資格基準表の学歴免許等の欄の区分に対して別表第5(以下「修学年数調整表」という。)に加える年数又は減ずる年数が定められている学歴免許等の資格を有する者については、前条の規定によるその者の経験年数にその年数を加減した年数をもって、その者の経験年数とする。

(特定の職員の在級年数の取扱い)

第9条 次の各号に掲げる職員に級別資格基準表を適用する場合における在級年数については、当該各号に定める期間をその職務の級の在級年数として取り扱うことができる。

- (1) 第17条の規定の適用を受けた職員及び第18条に該当し、同条の規定の適用を受けた職員部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ管理者の承認を得て定める期間
- (2) 第24条第1項又は第26条第1項に規定する異動をした職員 部内の他の職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮してあらかじめ管理者の承認を得て定める期間

第10条 削除

第2章 新たに職員となった者の職務の級及び号給

(新たに職員となった者の職務の級)

第11条 新たに職員となった者の職務の級は、その職務に応じ、かつ、次に定めるところに従い決定するものとする。

- (1) 行政職給料表の職務の級を8級、7級、6級、5級、4級及び3級に決定しようとする場合は、あらかじめ管理者の承認を得ること。
- (2) 前号に掲げる職務の級以外の職務の級にあっては、級別資格基準表に定める資格を有していること。

2 第17条各号のいずれかに掲げる者から職員となった者又は第18条に規定する特殊の技術、経験等を必要とする職に採用された者に前項第2号の規定を適用する場合において、他の職員との均衡上必要があると認められ、かつ、あらかじめ管理者の承認を得たときは、級別資格基準表に定める必要経験年数に100分の80以上100分の100未満の割合を乗じて得た年数をもって、同表の必要経験年数とすることができる。

(新たに職員となった者の号給)

第12条 新たに職員となった者の号給は、前条の規定により決定された職務の級の号給が別表第6（以下「初任給基準表」という。）に定められているときは当該号給とし、当該職務の級の号給が同表に定められていないときは同表に定める号給を基礎としてその者の属する職務の級に昇格し、又は降格したものとした場合に第24条第1項又は第25条第1項の規定により得られる号給とする。ただし、初任給基準表の試験の欄にその者に適用される区分の定めのない者又はその者に適用される同表の当該欄の区分に対応する学歴免許等の欄の最も低い学歴免許等の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する者の号給は、その者の属する職務の級の最低の号給とする。

2 職務の級の最低限度の資格を超える学歴免許等の資格又は経験年数を有する職員の号給については、前項の規定にかかわらず、第14条から第19条までに定めるところにより、初任給基準表に定める号給を調整し、又はその者の号給を前項の規定による号給より上位の号給とすることができる。

(初任給基準表の適用方法)

第13条 初任給基準表は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、試験の欄の区分（試験の欄の区分の定めがあるものにあつては、その区分）及び学歴免許等の欄の区分に応じて適用する。

2 初任給基準表の試験の欄の区分の適用については、第6条第2項の規定の例によるもの（同条第3項の規定の適用を受ける場合にあつては、同項の規定による級別資格基準表の区分と同一の区分によるものとする。）とし、初任給基準表の学歴免許等の欄の区分の適用については、同表において別に定める場合を除き、学歴免許等資格区分表に定める区分によるものとする。

(学歴免許等の資格による号給の調整)

第14条 新たに職員となった者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等の欄の学歴免許等の区分に対して修学年数調整表に加える年数が定められている学歴免許等の資格を有する者で当該学歴免許等の資格を取得するに際しその者の職務に直接有用な知識又は技術を修得したと認めるものに対する初任給基準表の適用については、その者に適用される同表の初任給の欄に定める号給の号数にその加える年数(1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数)の数に4を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給をもって、同欄の号給とすることができる。

2 初任給基準表の試験の欄の「正規の試験」の区分の適用を受ける者に対する前項の規定の適用については、その区分に応じ、「上級」にあつては「大学卒」の区分、「中級」にあつては「短大卒」の区分、「初級」にあつては「高校卒」の区分が同表の学歴免許等の欄に掲げられているものとみなす。

(経験年数を有する者の号給)

第15条 新たに職員となった次の各号に掲げる者のうち当該各号に定める経験年数を有する者の号給は、第12条第1項の規定による号給(前条第1項の規定の適用を受ける者にあつては、同項の規定による号給。以下この項において「基準号給」という。)の号数に、当該経験年数の月数を12月(その者の経験年数のうち5年を超える経験年数(第2号又は第4号に掲げる者で必要経験年数が5年以上の年数とされている職務の級に決定されたものにあつては当該各号に定める経験年数とし、職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて管理者の定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち部内の他の職員との均衡を考慮して管理者が相当と認める年数を除く。))の月数にあつては、15月)で除した数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に4(新たに職員となった者でその職務の級が7級であるものは、3)を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給(管理者の定める者にあつては、当該号給の数に3を超えない範囲内で管理者の定める数を加えて得た数を号数とする号給)とすることができる。

- (1) 第6条第2項の正規の試験の結果に基づいて正規の職員となった者 その者の任用の基礎となった試験に合格した時以後の経験年数又はその者に適用される初任給基準表の試験の欄の「正規の試験」の区分に応じ、「上級」にあつては「大学卒」の区分、「中級」にあつては「短大卒」の区分、「初級」にあつては「高校卒」の区分に属する学歴免許等の資格(前条第1項の規定の適用を受ける者にあつては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格)を取得した時以後の経験年数
- (2) 第6条第3項の規定の適用を受ける者 級別資格基準表に定めるその職務の級についての必要経験年数を超える経験年数(基準号給が職務の級の最低の号給(初任給基準表に掲げられている場合の最低の号給を除く。第4号において同じ。))以外の号給である者にあつては、その者の職務に有用な免許その他の資格(前条第1項の規定の適用を受ける者にあつては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格)を取得した時以後の経験年数)
- (3) 前2号又は次号に該当する者以外の者 初任給基準表の適用に際して用いられるその者の学歴免許等の資格(前条第1項の規定の適用を受ける者にあつては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格)を取得した時以後の経験年数

- (4) 第1号又は第2号に該当する者以外の者で基準号給が職務の級の最低の号給であるものの級別資格基準表に定めるその職務の級についての必要経験年数を超える経験年数
- 2 新たに職員となった者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等の欄の学歴免許等の区分に対して修学年数調整表に加える年数が定められている学歴免許等の資格を有する者で前条第1項の規定の適用を受けないものに対する前項の規定の適用については、同条第1項の規定の適用を受けるものとした場合のその適用に際して用いられる学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数の年数と同項の規定による加える年数を合算した年数をもって、前項各号に定める経験年数とする。
- 3 第1項の規定を適用する場合における職員の経験年数の取扱いについては、前2項に定めるもののほか、第7条及び第8条の規定を準用する。

(下位の区分を適用する方が有利な場合の号給)

第16条 前2条の規定による号給が、その者に適用される初任給基準表の試験の欄の区分より初任給の欄の号給が下位である試験の欄の区分(「その他」の区分を含む。)を用い、又はその者の有する学歴免許等の資格のうちの下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号給に達しない職員については、当該下位の区分を用い、又は当該下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号給をもって、その者の号給とすることができる。

(人事交流等により異動した場合の号給)

第17条 次に掲げる者から人事交流等により引き続いて職員となった者の号給について、前2条の規定による場合には著しく他の職員との均衡を失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、あらかじめ管理者の承認を得て、その者の号給を決定することができる。

- (1) 給料表の適用を受けない職員
- (2) 国家公務員
- (3) 公共企業体に勤務する職員
- (4) 地方公共団体に勤務する職員
- (5) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じたことにより退職して1年を経過しない者
- (6) 前各号に掲げる者に準ずる者として管理者が認める者

(特殊の職に採用する場合等の号給)

第18条 特殊の技術、経験等を必要とする職に職員を採用しようとする場合において、号給の決定について第15条又は第16条の規定による場合にはその採用が著しく困難になると認められるときは、これらの規定にかかわらず、他の職員との均衡を考慮してあらかじめ管理者の承認を得て、その者の号給を決定することができる。

(特定の職員についての号給)

第19条 新たに職員となった者のうち、その職務の級を第11条第1項第1号に掲げる職務の級に決定された者について他の職員との均衡上必要があると認められるときは、第15条から前条までの規定に準じてその者の号給を決定することができる。

第20条 削除

第21条 削除

第3章 昇格及び降格

(昇格)

第22条 職員を第11条第1項第1号に掲げる職務の級に昇格させる場合には、あらかじめ管理者の承認を得て、その他の職務の級に昇格させる場合には、その職務に応じ、かつ、級別資格基準表に定める資格基準に従い、その者の属する職務の級を1級上位の職務の級に決定するものとする。この場合において、その職務の級について必要経験年数及び必要在級年数が定められているときは、そのいずれかを資格基準とする。

2 勤務成績が特に良好である職員に対する前項の規定の適用については、級別資格基準表に定める必要経験年数又は必要在級年数に100分の80以上100分の100未満の割合を乗じて得た年数をもって、それぞれ同表の必要経験年数又は必要在級年数とすることができる。

3 第1項の規定による昇格は、現に属する職務の級に1年以上在級していない職員については行うことができない。ただし、職務の特殊性等によりその在級する年数が1年に満たない者を特に昇格させる必要があると認められる場合であって、あらかじめ管理者の承認を得たときは、この限りでない。

(上位資格の取得等による昇格)

第23条 職員が級別資格基準表の学歴免許等の欄の区分を異にする学歴免許等の資格を取得し、若しくは同表に異なる資格基準の定めのある試験の欄の区分の適用を受けることとなった等の結果、上位の職務の級に決定される資格を有するに至った場合には、前条の規定にかかわらず、その資格に応じた職務の級に昇格させることができる。

(昇格の場合の号給)

第24条 職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第7表に定める昇格時号給対応表の昇格後の号給欄に定める号給とする。

2 前2条の規定により職員を昇格させた場合で当該昇格が2級以上上位の職務の級への昇格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級上位の職務の級への昇格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

3 前条の規定により職員を昇格させた場合において、前2項の規定によるその者の号給が新たに職員となったものとした場合に初任給として受けるべき号給に達しないときは、前2項の規定にかかわらず、その者の号給を当該初任給として受けるべき号給とすることができる。

4 降格した職員を当該降格後最初に昇格させた場合におけるその者の号給は、前3項の規定にかかわらず、管理者の定める号給とする。

(降格の場合の号給)

第25条 職員を降格させた場合におけるその者の号給は、降格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給（同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給）とする。

2 職員を降格させた場合で当該降格が2級以上下位の職務の級への降格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級下位の職務の級への降格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

- 3 前2項の規定により職員の号給を決定することが著しく不適當であると認められる場合には、これらの規定にかかわらず、あらかじめ管理者の承認を得て、その者の号給を決定することができる。

(初任給基準を異にする異動の場合の職務の級)

第26条 職員を給料表の適用を異にすることなく初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務に異動させる場合には、その異動させようとする職務の級が第11条第1項第1号に掲げる職務の級であるときは、あらかじめ管理者の承認を得て、その他の職務の級であるときは、その異動後の職務に応じ、かつ、級別資格基準表に定める資格基準に従い、昇格させ、降格させ、又は引き続き従前の職務の級にとどまらせるものとする。

- 2 勤務成績が特に良好である職員に対する前項の規定の適用については、級別資格基準表に定める必要経過年数又は必要在級年数に100分の80以上100分の100未満の割合を乗じて得た年数をもって、それぞれ同表の必要経過年数又は必要在級年数とすることができる。

(初任給基準を異にする異動をした職員の号給)

第27条 前条第1項に規定する異動をした職員の当該異動後の号給は、新たに職員となったとき(免許等を必要とする職務に異動した者にあつては、その免許等を取得したとき)から異動後の職務と同種の職務に引き続き在職したものとみなしてそのときの初任給を基礎とし、かつ、部内の他の職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮して昇格、昇給等の規定を適用した場合に異動の日に受けることとなる号給とする。

- 2 前項の規定によるその者の号給が新たに職員となったものとした場合に初任給として受けるべき号給に達しないときは、同項の規定にかかわらず、当該初任給として受けるべき号給をもって、その者の異動後の号給とすることができる。

- 3 第24条及び第25条の規定は、前条第1項に規定する異動をしたことにより昇格し、又は降格した職員の号給については、適用しない。

(給料表の適用を異にする異動の場合の職務の級)

第28条 職員を給料表の適用を異にして他の職務に異動させる場合におけるその者の職務の級は、その異動させようとする職務の級が第11条第1項第1号に掲げる職務の級であるときはあらかじめ管理者の承認を得て、その他の職務の級であるときはその異動後の職務に応じ、かつ、級別資格基準表に定める資格基準に従い、決定するものとする。

- 2 第26条第2項の規定は、前項の規定により職員の職務の級を決定する場合に準用する。

(給料表の適用を異にする異動をした職員の号給)

第29条 第27条第1項の規定及び同条第2項の規定は、前条第1項に規定する異動をした職員の異動後の号給について準用する。

第30条 削除

第4章 昇給

(昇給日)

第31条 条例第10条第1項の規定で定める日は、第34条又は第35条に定めるものを除き、毎年1月1日(以下「昇給日」という。)とする。

(勤務成績の証明)

第32条 条例第10条第1項の規定による昇給(第34条又は第35条に定めるところにより行うものを除く。次条において同じ。)は、当該職員の勤務成績について、その者の職務につ

いて監督する地位にある者の証明を得て行わなければならない。この場合において、当該証明が得られない職員は、昇給しない。

(職員の昇給の号給数)

第33条 職員を条例第10条第1項の規定による昇給をさせる場合の昇給の号給数の基準については、当分の間、別に定める。

(研修、表彰等による昇給)

第34条 勤務成績が良好である職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、管理者の定めるところにより、当該各号に定める日に、条例第10条第1項の規定による昇給をさせることができる。

- (1) 研修に参加し、その成績が特に良好な場合 成績が認定された日から同日の属する月の翌月の初日までの日
- (2) 勤務成績の向上、能率増進、発明考案等により職務上特に功績があったことにより、又は辺地若しくは特殊の施設において極めて困難な勤務条件の下で職務に献身精励し、公務のため顕著な功労があったことにより表彰又は顕彰を受けた場合 表彰若しくは顕彰を受けた日から同日の属する月の翌日の初日までの日
- (3) 職制若しくは定員の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じたことにより退職する場合 退職の日

(特別の場合の昇給)

第35条 勤務成績が良好である職員が生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は著しい障害の状態となった場合その他特に必要があると認められる場合には、あらかじめ管理者の承認を得て、管理者の定める日に、条例第10条第1項の規定による昇給をさせることができる。

(最高号給を受ける職員についての適用除外)

第36条 この章の規定は、職務の級の最高の号給を受ける職員には、適用しない。

(上位資格の取得等の場合の号給の決定)

第37条 職員が新たに職員となったものとした場合に現に受ける号給より上位の号給を初任給として受けるべき資格を取得した場合(第24条第3項又は第27条第2項(第29条において準用する場合を含む。))の規定の適用を受ける場合を除く。)又は管理者がこれに準ずる場合に該当すると認めるときは、その者の号給を管理者の認める上位の号給に決定することができる。

(復職時等における号給の調整)

第38条 休職した職員が復職し、又は休暇のため引き続き勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、あらかじめ管理者の承認を得て、その者の号給を調整することができる。

(給料の訂正)

第39条 職員の給料の決定に誤りがあり、任命権者又はその委任を受けた者がこれを訂正しようとする場合において、あらかじめ管理者の承認を得たときは、その訂正を将来に向かって行なうことができる。

(この規則により難い場合の措置)

第40条 特別の事情によりこの規則の規定によることができない場合又はこの規則によることが著しく不適當であると認められる場合には、別に管理者の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

(その他)

第41条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、管理者が定める。

第42条 削除

附 則

この規則は、平成7年11月1日から施行する。

附 則 (平成9年2月20日規則第1号)

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の初任給、昇格、昇給等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成8年4月1日から適用する。

(昇格に係る在職者調整等の経過措置)

- 2 当分の間、改正後の規則第23条の2の規定を受けることになった職員の給料月額に比べ、当該職員以外の職員においてそれまでの昇格及び昇給の状態から、均衡を失すると認められるときは、その均衡を失すると認められる職員の給料月額については、管理者の承認を得て、調整して給料月額を決定することができるものとする。

附 則 (平成10年3月3日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の初任給、昇格、昇給等に関する規則の規定は、平成9年4月1日から適用する。

附 則 (平成11年3月5日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の初任給、昇格、昇給等に関する規則の規定は、平成10年4月1日から適用する。

附 則 (平成12年2月28日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の初任給、昇格、昇給等に関する規則の規定は、平成11年4月1日から適用する。

附 則 (平成14年7月31日規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年3月1日規則第1号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年8月16日規則第4号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の初任給、昇格、昇給等に関する規則の規定は平成18年4月1日から適用する。
- 2 職員の基準号給数は、規則第32条に規定する勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号に掲げる職員のいずれに該当するに応じ、該当各号に定める号給とする。

- (1) 勤務成績が特に良好である職員 8号給以上 (条例第10条第3項の規定の適用を受ける職員にあつては、4号給以上)

- (2) 勤務成績が良好である職員 4号給（行政職級表の適用を受ける職員でその職務の級7級以上であるものにあっては、3号給。条例10条第3項の規定の適用を受ける職員にあっては、2号給）
- (3) 勤務成績が良好であると認められない職員 3号給以下（条例第10条第3項の規定の適用を受ける職員にあっては、1号給以下）
- 3 切替日若しくは新たに職員となった日又は号給を決定された日から平成18年12月31日までの期間の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員その他管理者の定める職員については、前項第3号に掲げる職員に該当するものとみなして、その号の規定を適用する。
- 4 規則第26条に規定する異動をした職員にあっては、昇給の号給数が、その者の属する職務の級の最高号給からその者の受けている号給数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる職員の号給数は、当該相当する号給数とする。
- 5 附則第2項第1号に掲げる職員に該当するものとして決定する職員の昇給の号給数の合計は、職員の定数等を考慮して管理者が定める。

附 則（平成27年2月23日規則第1号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の初任給、昇格、昇給等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）は、平成26年4月1日から適用する。
- （経過措置）
- 2 平成26年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給、復職時等における号給の調整によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定による号給がこの規則による改正前の初任給、昇格、昇給等に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。
- 3 この規則の施行の日から平成27年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給、復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

附 則（平成28年3月28日規則第2号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年2月7日規則第4号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の豊岡市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）は、平成28年4月1日から適用する。
- （経過措置）
- 2 平成28年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給、復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定による号給がこの規則による改正前の初任給、昇格、昇給等に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。
- 3 この規則の施行の日から平成29年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給、復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、前項

の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

附 則（令和7年5月29日規則第5号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の初任給、昇格、昇給等に関する規則の規定は、令和7年4月1日から適用する。

別表第1 削除

別表第2 (第5条関係)

行政職給料表級別資格基準表

試 験		学 歴 免許等	職務の級						
			1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
正 規 の 試 験	上 級			3	4	4	2	2	2
			0	3	7	11	13	15	17
	中 級			5.5	4	4	2	2	2
			0	6	10	14	16	18	20
	初 級			8	4	4	2	2	2
			0	8	12	16	18	20	22
そ の 他		大 学 卒		4	4	4	2		
			0	4	8	12	14		
		短 大 卒		7	4	4	2		
			0	7	11	15	17		
		高 校 卒		10	4	4	2		
			0	10	14	18	20		
		そ の 他		9	4	4	2		
			3	12	16	20	22		

備 考

試験欄の正規の試験の区分に掲げる「上級」「中級」「初級」の基準学歴は、上級は大学卒、中級は短大卒、初級は高校卒とする。

別表第3（第6条関係）

学歴免許等資格区分表

学歴免許等の区分		学歴免許等の資格
基準学歴 区 分	学歴区分	
1 大学卒	(1) 博士課程修了	ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学院博士課程の修了 イ 上記に相当すると管理者が認める学歴免許等の資格
	(2) 修士課程修了	ア 学校教育法による大学院修士課程の修了 イ 上記に相当すると管理者が認める学歴免許等の資格
	(3) 大学6卒	ア 学校教育法による大学の医学若しくは歯学に関する学科(同法第53条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。)又は獣医学に関する学科(修業年限6年のものに限る。)の卒業 イ 上記に相当すると管理者が認める学歴免許等の資格
	(4) 大学専攻科卒	ア 学校教育法による4年制の大学の専攻科の卒業 イ 上記に相当すると管理者が認める学歴免許等の資格
	(5) 大学4卒	ア 学校教育法による4年制の大学の卒業 イ 気象大学校大学部(修業年限4年のものに限る。)の卒業 ウ 海上保安大学校本科の卒業 エ 上記に相当すると管理者が認める学歴免許等の資格
2 短大卒	(1) 短大3卒	ア 学校教育法による3年制の短期大学の卒業 イ 学校教育法による2年制の短期大学の専攻科の卒業 ウ 学校教育法による高等専門学校の専攻科の卒業 エ 上記に相当すると管理者が認める学歴免許等の資格
	(2) 短大2卒	ア 学校教育法による2年制の短期大学の卒業 イ 学校教育法による高等専門学校の卒業 ウ 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科(2年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限2年以上のものに限る。)の卒業 エ 航空保安大学校本科の卒業 オ 海上保安学校本科の修業年限2年の課程の卒業 カ 上記に相当すると管理者が認める学歴免許等の資格
	(3) 短大1卒	ア 海上保安学校本科の修業年限1年の課程の卒業 イ 上記に相当すると管理者が認める学歴免許等の資格
3 高校卒	(1) 高校専攻科卒	ア 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科の卒業 イ 上記に相当すると管理者が認める学歴免許等の資格
	(2) 高校3卒	ア 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校（同法第76条第2項に規定する高等部に限

		る。)の高等部の卒業 イ 上記に相当すると管理者が認める学歴免許等の資格
	(3) 高校2卒	ア 保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)による准看護師学校又は准看護師養成所の卒業 イ 上記に相当すると管理者が認める学歴免許等の資格
4 中学卒	中学卒	ア 学校教育法による中学校、義務教育学校若しくは特別支援学校（同法第76条第1項に規定する中等部に限る。）の卒業又は中等教育学校の前期課程の修了 イ 上記に相当すると管理者が認める学歴免許等の資格

備考

この表の「准看護師学校」及び「准看護師養成所」は、それぞれ平成13年法律第153号による改正前の保健婦助産婦看護婦法による准看護婦学校及び准看護婦養成所を含む。

別表第4（第7条関係）

経験年数換算表

経歴の種類	職員の職務との関係	換算率	備考
国、地方公共団体、旧公共企業体、政府関係機関、外国政府又は民間における企業体、団体等の職員等としての在職期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事したもの（常時勤務に服する者として職務に従事したもの又はこれに準ずるものに限る。）	10割	
	その他のもの	10割以下	
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間		10割以下	在学期間は、正規の修学年数範囲内とする。
その他の期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事したもの	10割以下	
	その他のもの	2割5分以下	部内の他の職員との均衡を著しく失する場合は、5割以下

別表第5（第8条関係）
修学年数調整表

学歴免許等の資格の区分				調整年数
基準学歴区分	基準修学年数	学歴区分	修学年数	
大学卒	16年	博士課程修了	21年	+ 5
		修士課程修了	18年	+ 2
		大学6 卒	18年	+ 2
		大学専攻科卒	17年	+ 1
		大学4 卒	16年	
短大卒	14年	短大3 卒	15年	+ 1
		短大2 卒	14年	
		短大1 卒	13年	－ 1
高校卒	12年	高校専攻科卒	13年	+ 1
		高校3 卒	12年	
		高校2 卒	11年	－ 1

別表第6（第12条関係）
行政職給料表初任給基準表

試 験		学 歴 免 許 等	初 任 給
正規の試験	上 級		1 級29号給
	中 級		1 級19号給
	初 級		1 級 9 号給
そ の 他		大 学 卒	1 級25号給
		短 大 卒	1 級15号給
		高 校 卒	1 級 5 号給
		そ の 他	別に定める

別表第7（第24条関係）

行政職給料表昇格時号給対応表

昇給した日の前日に 受けていた号給	昇格後の号給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	2	1	1
11	1	1	1	3	1	1
12	1	1	1	4	1	1
13	1	1	1	5	1	1
14	1	1	1	6	2	1
15	1	1	1	7	3	1
16	1	1	1	8	4	1
17	1	1	1	9	5	1
18	1	1	1	10	6	2
19	1	1	1	11	7	3
20	1	1	1	12	8	4
21	1	1	1	13	9	5
22	1	2	2	14	10	5
23	1	3	3	15	11	6
24	1	4	4	16	12	6
25	1	5	5	17	13	7
26	1	6	6	18	14	7
27	1	7	7	19	15	8
28	1	8	8	20	16	8
29	1	9	9	21	17	9
30	1	10	10	22	18	9
31	1	11	11	23	19	10
32	1	12	12	24	20	10
33	1	13	13	25	21	11
34	2	14	14	26	22	11

35	3	15	15	27	23	12
36	4	16	16	28	24	12
37	5	17	17	29	25	13
38	6	18	18	30	26	13
39	7	19	19	31	27	13
40	8	20	20	32	28	13
41	9	21	21	33	29	14
42	10	22	22	34	29	14
43	11	23	23	35	30	14
44	12	24	24	36	30	14
45	13	25	25	37	31	15
46	14	26	26	38	31	15
47	15	27	27	39	32	15
48	16	28	28	40	32	15
49	17	29	29	41	33	15
50	18	30	30	42	33	15
51	19	31	31	43	34	15
52	20	32	32	44	34	15
53	21	33	33	45	35	15
54	21	33	34	46	35	15
55	22	34	35	47	36	15
56	22	34	36	48	36	15
57	23	35	37	49	37	15
58	23	35	37	50	37	15
59	24	36	37	51	38	15
60	24	36	38	52	38	15
61	25	37	38	53	38	15
62	25	38	38	54	38	15
63	26	39	39	55	38	15
64	26	40	39	56	38	15
65	27	41	39	57	38	15
66	27	41	40	58	38	16
67	28	42	40	59	38	16
68	28	42	40	60	38	16
69	29	43	41	60	39	16
70	29	43	41	60	39	16
71	29	44	41	60	39	16
72	30	44	42	60	39	16

73	30	45	42	61	39	17
74	30	45	42	61	39	
75	31	45	43	61	39	
76	31	45	43	61	39	
77	31	45	43	61	39	
78	32	46	44	62	39	
79	32	46	44	62	39	
80	32	46	44	62	39	
81	33	46	45	63	40	
82	33	46	45	64	40	
83	33	47	45	65	40	
84	34	47	45	66	40	
85	34	47	46	67	41	
86	34	47	46	68		
87	35	47	46	69		
88	35	48	46	70		
89	35	48	47	71		
90	36	48	47	72		
91	36	48	47	73		
92	36	48	47	74		
93	37	49	47	75		
94		49	47			
95		49	47			
96		49	48			
97		49	48			
98		50	48			
99		50	48			
100		50	48			
101		50	48			
102		50	48			
103		51	49			
104		51	49			
105		51	49			
106		51	49			
107		51	49			
108		52	49			
109		52	49			
110		52	49			

111		52	50			
112		52	50			
113		52	51			
114		52	51			
115		52	52			
116		52	52			
117		53	53			
118		53	53			
119		53	54			
120		53	54			
121		53	55			
122		53				
123		53				
124		53				
125		53				